

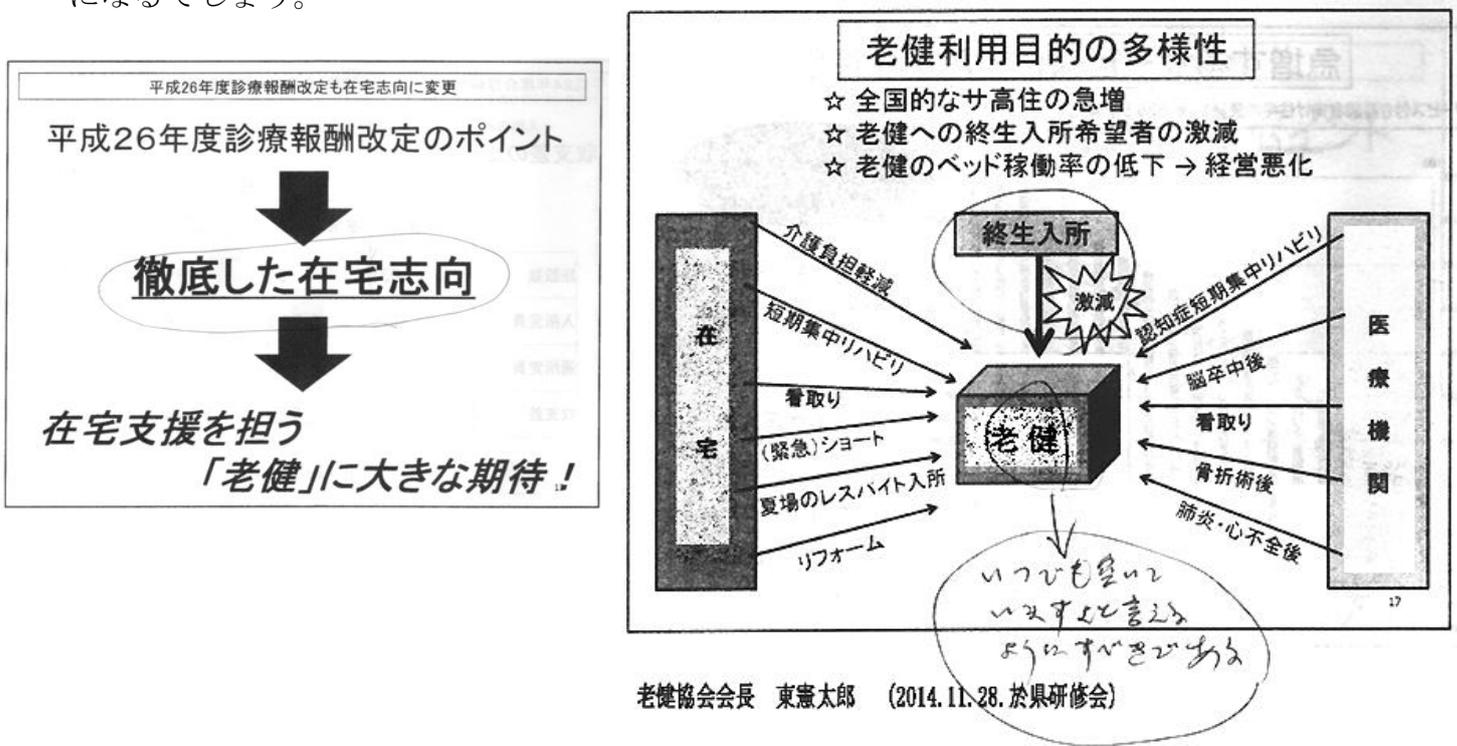
「生活行為改善リハビリ」について

厚労省で「高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会」が開かれて大体的方向性が出てきたようです。それに伴って平成27年4月の介護報酬改定の方向性も具体的になりつつあります。

私達「老健」が目指してきた「生活リハビリ」が国としても「生活行為向上リハビリ」ないし「生活行為改善リハビリ」（仮称）として具体的に位置づけられてくるようです。来年4月の介護報酬改定では取り敢えず通所リハに新たに取り入れられるようですが、「2014.11.6.の時点では「生活行為改善リハビリ」という呼称になりそうです。

県老健の研修会が11月28日にあり、全国老健協会会長から最新情報ということで講演がありました。国の目指す方向は下図の方向で、私達が目指している方向と同じです。

この方向を目指した老健は介護報酬もついて来るようになり超高齢社会にも貢献することになるでしょう。



「老健の介護」はそのまま「生活リハビリ」であると以前よりお話ししておりますが、見方を変えて参考に、「生活行為」についてのOT協会の説明を下記に添えてみました。

「生活行為とは、人が生きていく上で営まれる生活全般の行為と定義される。生活全般の行為には、セルフケアを維持していくための日常生活活動（ADL）のほか、生活を維持する手段的日常生活活動（IADL）、仕事や趣味、余暇活動などの行為すべてが含まれる。私たちの生活は生活行為の連続で成り立ち、そのサイクルの中で、私たちは健康を維持・増進している。

「生活行為向上マネジメント推進プロジェクト」

(一般社団法人 日本作業療法士協会 2014)